

第22号議案

品川区住宅修築資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区住宅修築資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

品川区住宅修築資金融資あつ旋条例（昭和51年品川区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「申し込み」を「申込み」に、「20歳」を「18歳」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（説明）民法が改正されたことを踏まえ、融資あつ旋対象者の年齢を引き下げる必要がある。